

2025 年 期 第 4 回 課題研究テーマ（東京）

28 班～36 班

テーマ	あなたは、プライム市場に上場する製造業 A 社の監査チームに所属する主査である。 A 社は、我が国におけるサステナビリティ情報開示の義務化と、それに伴う第三者保証の枠組み構築（金融庁の専門グループにおける議論等を参考とすること）を見据え、早期に保証業務に対応できる体制を構築したいと考えている。 A 社の CFO より、来期から任意で「限定的保証」を受けるための準備として、監査法人から具体的な助言を得たいとの要請があった。この要請に応えるため、以下の点について論述しなさい。 1. サステナビリティ情報に対する保証業務の目的と、財務諸表監査との本質的な差異について、投資家保護の観点から説明しなさい。 2. A 社が保証対象として特に重要と考える GHG（温室効果ガス）排出量（Scope1 及び Scope2）について、限定的保証業務を実施する上での主要な監査リスクと、それに対応するための具体的な監査計画の骨子を述べなさい。計画には、体制の理解、証拠の入手、分析の手続の観点を含めること。 3. サステナビリティ保証業務の導入が、監査法人及び被監査会社双方に与える実務上の課題（人材育成、データ収集体制、コスト等）について考察しなさい。
-----	--